

諮問実施機関：滋賀県知事（琵琶湖環境部森林保全課）

諮問日：平成 25 年 5 月 2 日（諮問第 78 号）

答申日：平成 26 年 3 月 14 日（答申第 72 号）

内容：「大津市石山内畑町〇〇付近の府県境が宇治市と大津市で確認済みであることを認めた報告書」の公文書一部公開決定に対する異議申立て

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定は、対象公文書の特定に誤りがあるため、これを取り消し、公開請求の対象となる公文書は存在しないものと認められることから、改めて公文書非公開決定を行うべきである。

### 第 2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書公開請求

平成 25 年 1 月 30 日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

大津市石山内畑町〇〇付近の京都府県境が宇治市と大津市で確認済であることを認めた報告書、協議者大津市を含む

#### 2 実施機関の決定

同年 2 月 13 日、実施機関は本件公開請求に対して、「平成 23 年 6 月 9 日 県市行政界担当者への問合せ記録」（以下「問合せ記録」という。）を対象公文書として特定の上、個人の氏名が条例第 6 条第 1 号に該当するとして、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 3 異議申立て

同年 4 月 2 日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書で述べている内容は、次のように要約される。

#### 1 異議申立ての趣旨

公開された公文書は、異議申立人が公開を請求したものとは異なるものである。

府県境界確定協議書など、大津市石山内畑町〇〇付近の京都府県境が宇治市と大津市で確認済みであることを認めた報告書、協議書等（以下「府県境界確定協議書等」という。）の公開を求める。

#### 2 異議申立ての理由

公開された文書は、当該府県境界が既に決まったことを前提にした森林保全課主幹の思いを作文にした記録書に過ぎず、異議申立人の請求する公文書ではない。

実施機関が保安林解除した〇〇の無線中継局は、国土地理院発行の2万5千分の一の地図で見ると、府県境界のはみ出しが明白であるが、実施機関は「大津市と宇治市の行政界は既に決まったもの」と言う。すると、当然、その根拠である府県境界確定協議書等が存在するはずである。

実施機関が異議申立人に報告した「大津市と宇治市の行政界は既に決まったもの」との見解について、実施機関は、行政界がすでに決まったものと、どのような根拠があつて報告したのかを明確にされたい。なぜなら、現在、実施機関は、大津市の保安林解除申請に対し、集合地番の解消を命じて1年以上が経つ。補正の手法である「地図の訂正」と「地積校正」には、府県境界の確定は絶対的の必要事項だからである。

異議申立人は、実施機関が「決まったもの」と報告するからには、当然、府県境界確定協議書等が存在すると信じて本件公開請求に及んだが、仮に、保安林解除権者である実施機関が、それが存在しないのに、あるいは伝聞で、「既に決まったもの」と回答したのであれば、過去に遡って組織的不正は明白で、大津市の保安林解除にも影響することは必至である。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

#### 1 実施機関の決定について

実施機関の行った決定は妥当である。

#### 3 本件処分について

問合せ記録は、昭和38年に保安林解除され設置した〇〇の無線施設が県境を越え京都

府にはみ出しているのでは、という異議申立人からの指摘に対して、一般的な府県境の考え方について、関係機関に電話で聞き取りを行った際の記録である。

本件公開請求の対象となる公文書は、一部公開した問合せ記録以外には存在せず、異議申立人が公開を求めている府県境界確定協議書等は保有していない。

請求する公文書の内容に、「協議者大津市を含む」とされていたことから、問合せ記録を公開したが、これは、異議申立人が求める中で、少しでも関連する資料として公開したものである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

### 2 本件対象公文書について

実施機関は、本件公開請求に対して、問合せ記録を対象公文書として特定し、本件処分を行っている。

これに対して異議申立人は、問合せ記録は異議申立人が公開を求めた文書とは異なるものであるとし、府県境界確定協議書等の公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

### 3 本件処分の妥当性について

異議申立人は、問合せ記録は異議申立人が公開を求めた文書とは異なるものであると主張しているが、これに対し、実施機関は、過去に異議申立人に公開した文書の内容や

請求時における異議申立人の言動を考慮し、請求内容に少しでも関係があるものとして、問合せ記録を公開したと主張しているところである。

確かに、公開請求に係る対象公文書の特定にあたっては、請求者への聞き取りによって確認した内容を考慮することにより、公文書公開請求書に記載された文言よりも、可能な限り広義に解すべき場合があるものと認められる。

しかしながら、本件公開請求については、「協議者大津市のお話を含む」とあることを斟酌しても、「大津市石山内畑町〇〇付近の府県境が宇治市と大津市で確認済みであることを認めた報告書」という請求内容から、問合せ記録が対象公文書であると判断することは困難であり、実施機関の判断を是認すべき具体的な事実は認められない。

このため、本件処分においては、求められた範囲を超えて対象公文書の特定がなされたものと考えられ、実施機関が、本件公開請求に係る対象公文書として問合せ記録を特定したことは、誤りであると判断せざるを得ない。

ところで、異議申立人は、本件公開請求において、あくまで府県境界確定協議書等の公開を求めているものと認められるところである。

しかしながら、実施機関によれば、保安林の指定および解除は地番単位で行われており、実施機関が行う指定および解除の対象は、滋賀県内に登記されている森林であることが前提となるため、手続上、府県境界の確認を行う必要はないとのことである。

当審査会が確認したところにおいても、保安林の指定等の申請にあたっては、森林の所在場所を地番で示すことが必要とされており、また、森林法の規定に基づく指定等の告示も、対象となる森林の地番を記載して行われているなど、保安林の指定等については、地番を単位とした制度運用が行われているものと認められたところである。

これらのことを踏まえれば、府県境界確定協議書等を保有していないとする実施機関の説明には、不自然、不合理な点は認められず、実施機関が府県境界確定協議書等を保有していると判断すべき事実も見当たらない。

#### 4 付言

本件処分については、実施機関において、請求者が公開を求めている内容を十分に確認しなかったがために、請求者に配慮したつもりが、かえって請求者の意図に沿わない事態を招くことになったものと考えられる。

実施機関においては、今後このようなことがないように、公開請求に係る対象公文書を特定するにあたっては、慎重かつ適切な対応に努められたい。

#### 5 結論

以上のことから、実施機関による本件公開請求に対する対象公文書の特定は誤りであり、本件公開請求の対象となる公文書は存在しないものと認められる。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第6 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成25年5月2日	・実施機関から諮問を受けた。
平成25年6月13日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成25年7月4日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成25年8月9日 (第217回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成25年9月24日 (第218回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成26年1月7日 (第221回審査会)	・事案の審議を行った。
平成26年3月5日 (第223回審査会)	・答申案の審議を行った。